

事業形態別 令和3年5月及び6月分売上高の確認方法について

| 事業形態 | 必要書類 | 認定支援機関等でのチェック方法 |
|---|---|---|
| 法人 | 本給付金要領の「3 売上 | 左記の書類にて、令和3年5月又は6月及び前年又は前々年同月の売上高を確認する。 (※令和2年度分については、申告がまだの場合は、根拠となる月次試算表等でも可とする。) 【法人概況説明書に月別の売上高の記載がない場合】 ①法人事業概況説明書の月別売上の欄に手書きで月別の売上を記載する又は法人事業概況説明書に以下の書類を追加する。 ②月別売上高が分かる書類(残高試算表や元帳等の経理書類) |
| 個人事業主 (青色申告) | 減少等の証明申請書(様式3-3, 3-4)」に記載された事業形態別の売上高が分かる書類 | 左記の書類にて、令和3年5月又は6月及び前年又は前々年同月の売上高を確認する。 【青色決算書の裏面に月別売上が記載されていない場合】 ①青色決算書の裏面に、手書きで月別の売上を記載する又は青色決算書に以下の書類を追加する。 ②月別売上高が分かる書類(残高試算表や元帳等の経理書類) |
| 個人事業主 (白色申告) | ※上記書類でも確認が困難な場合は、数字の根拠となる書類を随時追加 | 左記の書類にて、令和3年5月又は6月及び前年又は前々年同月の売上高を確認する。 【月別売上が確認できない場合】 ①収支内訳書の売上を÷12で計算しても可とする。 |
| 確定申告をしていない方で 住民税(市民税・県民税) の申告をしている方 | | 左記の書類にて、令和3年5月又は6月及び前年又は前々年同月の売上高を確認する。 【月別売上が確認できない場合】 ※市県民税申告者は白色申告者と取扱いと同じ。 |
| 税務署への申告をしていない事業者 | なし | 対象外とする。ただし、各認定支援機関等において証明できるものは可とする。 |
| 注意事項 | 確定申告書 | ◆税務署の收受日付印が押印されたもの(e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字されたもの)を提出してください。 ◆e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」又は電子申告申請書等完了報告書を添付してください ※青色申告会の受付印のみでは受付できません。 ※上記のいずれも存在しない場合は「給付等要領 別表2-2の3の注意事項」を参照してください。 |
| | 市民税・県民税 | ◆市民税・県民税申告書は、受付日が入った市役所の受付印があるもの |
| | 共通事項 | ※上記書類で確認できない場合は、数字の根拠となる書類を随時追加 |